⑹　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑺　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照）。

⑻　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑼　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⑽　手続における交渉の有無　無

⑾　契約書作成の要否　要

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒀　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記５⑴に同じ。

⒁　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記５⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒂　詳細は技術資料作成要領による。

⒃　契約締結後に配置する技術者等

１）技術者の専任に関する事項

次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（消防施設工事業）に係る資格を有すること。

２）技術者の経験に関する事項

現場代理人又は主任（監理）技術者は、しゅん功（完了）認定された同種工事の経験を有すること。（工事経験の年数設定はなし）

同種工事

現場代理人又は主任（監理）技術者として、道路トンネルの新規建設において消火栓、火災検知器、水噴霧装置（スプリンクラー装置）及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⒄　協議相手の選定方法　全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は、以下の算出方法により総合評価点数を算出し、総合評価点の最も高い者を確認協議の相手に選定する。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：100－200（Ｐ／Ｌ－１）（Ｌ＜Ｐ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格

7　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Installation of tunnel emergency and fire protection systems at Takatoriyama tunnel and 2 tunnels on Shin Tomei Expressway

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 24 September 2019

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 15 November 2019. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 15 November 2019)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Section, Corporate Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. ＋81―3―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する一般国道230号札幌市新白糸トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年８月20日

北海道開発局長　後藤　貞二

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　一般国道230号　札幌市　新白糸トンネル工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道札幌市

３　工事内容　工事延長：Ｌ＝400m、トンネル延長：Ｌ＝126m、仮設工：一式

４　工事区分　一般土木

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　令和元年８月20日から令和元年９月９日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和元年９月10日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。